

「(仮称)日野市自殺総合対策推進条例」について

《 背 景 》

- ◇H10年以降、全国で毎年3万人以上の自殺者
- ◇日野市でも毎年平均約35人の自殺者（「南多摩保健所概要」）
 - H10～21年の12年間の自殺者数423人
 - うち50代男性68人(約16%)、30代男性61人(約14%)。

《 特 徴 》

- ◇全国で初の首長提案による自殺対策の条例
- ◇有識者、支援者、公募市民等による検討委員会での条例案の検討
- ◇地域の実情に応じた自殺対策の推進

《 おもな内容 》

◇市の総合相談窓口の設置

市は、生活上の悩み全般を受け止める相談窓口を設置すること

◇事業主の責務

対人援助サービス事業者は従業員だけでなく、サービス受給者に対しても心身のケアに努めること

◇教育機関の責務

児童・生徒および教職員に対するケアに努めること

◇基本計画

自殺対策を具体的かつ計画的に推進するために、情報提供や啓発、支援体制の確立、緊急性の高い人への支援、遺された人々への支援などを定めた基本計画を策定(H23年度～)

◇推進体制

自殺対策推進委員会を設置し、関係各機関の密接な連携体制のもと自殺対策を進行管理する。また関係機関との連携のもと実務的な対策を実施するためコーディネーターを設置

◀ 検討経過 ▶

◇「(仮称)日野市自殺総合対策推進条例」検討委員会の発足 (H21.7月)

回	年 月 日	内 容
1	H21.07.30	委嘱状交付式、第1回勉強会
2	H21.09.02	第2回勉強会
3	H21.10.08	自由意見交換「市内の自殺発生状況及び地域での自殺対策」
4	H21.11.12	条例案骨子の提示および意見交換
5	H22.08.12	条例文案の提示および意見交換
6	H22.09.02	条例文案の調整および意見交換
7	H22.11.08	条例文案の調整(パブコメ提示用委員会案の確定)
8	H23.01.28	条例文案の最終調整(委員会最終案の確定)

◇条例案のパブリックコメント募集 (H22.11.15～30)

→35件の提案や意見が寄せられ、一部を条例案に反映。

例:(第5条)「学校教育の責務」とはどのようなことか

→(回答) 昨今、いじめによる児童や生徒の自殺が続けて発生しており、教育現場における自殺予防の取り組みは喫緊の課題であります。また不幸にして自殺が発生した場合は、遺された人々に対する心理的ケアが的確に行われることが求められます。また、教職員の側も労働者として、心の健康の保持増進のために、学校の労働安全衛生対策を推進する必要があります。以上のことを学校等教育機関の責務として定め、教育現場が一丸となって自殺対策を推進するよう義務づけたものです。

(第19条)「コーディネーター」について、具体的にどのようなことをイメージしているか

→(回答) ハイリスク者に接する機会もちろんありますが、どちらかというと裏方で各支援機関との連絡調整に努める役割を担い、相談者・要支援者がたらい回しにされないような支援体制のために走り回ることを考えています。コーディネーターの権限については、本条例制定後、たとえば施行規則あるいは要綱等で定め、基本計画の中に位置づけたいと考えております。